

「企業結合に関する会計基準」の改正ポイント



経営戦略研究科准教授(会計専門職専攻) 中島 稔 哲

1. はじめに

2007(平成19)年12月、企業会計基準委員会(ASBJ)は、「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」(「論点整理」)を公表した。そこでは、①企業結合の会計処理(持分プーリング法の取扱い等)、②株式を対価とする場合の対価の測定日、③負ののれんの会計処理、④少数株主持分の測定、⑤段階取得における会計処理、⑥外貨建のれんの換算方法が論点として取り上げられている。これらは、いわゆるEU同等性評価に関連して2005年7月に欧州証券規制当局委員会(CESR)が日本基準で作成された財務諸表に対して補正措置を提案した項目であり、また、2007年8月に、ASBJと国際会計基準審議会(IASB)が共同で公表した「東京合意」において、2008年までの短期コンバージェンス・プロジェクトの目標として、差異を解消するかまた会計基準が代替可能となるような結論を得ることとされている項目である(「論点整理」第6項参照)。

2008年6月には、「企業結合に関する会計基準(案)」、「連結財務諸表に関する会計基準(案)」、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正(案)」、「事業分離等に関する会計基準(案)」、「持分法に関する会計基準(案)」、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」が公表され、そして、同年12月に、これらの改正された企業会計基準および適用指針が公表されている。

本稿は、上記6項目のうち①、②、③および⑤の改正のポイントを概説するものである。

2. 企業結合の会計処理

(1) 持分プーリング法の廃止

企業結合とは、ある企業またはある企業を構成する事業と他の企業または他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう(「企業結合に関する会計基準」(「基準」)第5項)。企業結合には、ある企業が他の企業の支配を獲得することになるという「取得」と、いずれの結合当事企業も他の結合当事企業に対する支配を獲得したとは合理的に判断できない「持分の結合」という異なる経済的実態を有するものが存在するとの認識のもと、これまで、それぞれの実態に対応する適切な会計処理方法を適用する必要があるとの考え方に基づいて¹、「取得」に対してはパーチェス法を、「持分の結合」に対しては持分プーリング

¹ これは、「同様の事実(対象)には同一の会計処理が適用され、異なる事実(対象)には異なる会計処理が適用されることにより、会計情報の利用者が、時系列比較や企業間比較にあたって、事実の同質性と異質性を峻別できるようにしなければならない」(ASBJ [2006])

法(対応する資産および負債を帳簿価額で引き継ぐ会計処理)を適用するものとしていた(「基準」第68-69項)。

しかしながら、持分プーリング法については、わが国の会計基準と国際的な会計基準の間の差異の象徴的な存在として取り上げられることが多く、わが国の会計基準に対する国際的な評価の面で大きな障害になっているともいわれ、また、わが国の会計基準に対する国際的な評価のいかんは、直接海外市場で資金調達をする企業のみならず、広く我が国の資本市場や日本企業に影響を及ぼすと考えられることから、これらの影響も比較衡量し、会計基準のコンバージェンスを推進する観点から、「基準」は、従来「持分の結合」に該当した企業結合のうち、共同支配企業の形成以外の企業結合については「取得」とみなすこととし、持分プーリング法ではなく、パーチェス法により会計処理を行うことを要求している(「基準」第17項、第70項)。

(2) 取得企業の決定方法

持分プーリング法の廃止に伴い、取得企業の決定方法が見直されている。そこでは、まず、取得企業を決定するための基礎として、「連結財務諸表に関する会計基準」における支配概念が採用されている。

また、主な対価の種類が株式(出資を含む。)である企業結合の場合には、必ずしも株式を交付した企業が取得企業にならないとき(逆取得)があることから、対価の種類が株式である場合の取得企業の決定にあたっては、①総体としての株主が占める相対的な議決権比率の大きさ、②最も大きな議決権比率を有する株主の存在、③取締役等を選解任できる株主の存在、④取締役会等の構成、⑤株式の交換条件のような要素を総合的に勘案することとなっている(「基準」第20項)。

さらに、国際的な会計基準においても取得企業の決定における要素の1つとされており、また、この判断要素を設けた場合、特に結合当事企業が3社以上である場合において役立つときがあると考えられることから(「基準」第82項)、⑥結合当事企業のうち、いずれかの企業の相対的な規模(例えば、総資産額、売上高あるいは純利益)が著しく大きい場合には、通常、当該相対的な規模が著しく大きい結合当事企業が取得企業となるとしている(「基準」第21項)。結合当事企業が3社以上である場合の取得企業の決定にあたっては、⑥に加えて、⑦いずれの企業がその企業結合を最初に提案したかについても考慮することが追加されている(「基準」第22項)。

3. 株式を対価とする場合の対価の測定日

株式の交換による取得の場合において、市場価格のある取得企業等の株式が取得の対価と

『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』第2章第11項)とする、会計情報の質的特性のうち一般的制約となる特性の1つである比較可能性と関連するものと位置づけられる。

して交付されるとき、いつの時点での株価をもって取得原価を算定すべきかに関して、これまでは、結合当事企業は、お互いの本来の事業価値等を適切に反映した結果として、企業結合の主要条件、とりわけ交換比率の合意に至っているのが通常であり、また、そのような合意内容が公表された後の株価変動には被取得企業の本来の事業価値とは必ずしも関係しない影響が混在している可能性もあると考えられることから、原則として、企業結合の主要条件が合意されて公表された日（合意公表日）前の合理的な期間における株価を基礎にして算定することとされていた（「基準」第85項）。

これに対して、株式以外の財産を引き渡した場合は取引時点、すなわち企業結合日の時価で測定すると考えられることから、株式の交付の場合のみ合意公表日での株価で測定するのは整合的でないという見方等があり（「基準」第86項）、国際的な会計基準とのコンバージェンスに配慮する必要があることから、「基準」は、被取得企業または取得した事業の取得原価は、原則として、企業結合日における株価を基礎にして算定することを要求している（「基準」第87項）。

4. 負ののれんの会計処理

これまでは、負ののれんについては、承継した資産の取得原価の総額を調整する要素とみて、正の値であるのれんと対称的に、規則的な償却を行うこととされていた。

これに対して、「基準」は、短期コンバージェンス・プロジェクトとして国際的な会計基準の考え方を斟酌した結果として、負ののれんが生じると見込まれる場合には、まず、取得企業は、すべての識別可能資産および負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直し、この見直しを行っても、なお取得原価が受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額を下回る場合には、当該不足額を発生した事業年度の利益（特別利益）として処理することを要求している（「基準」第111項）。

ただし、この改正に関しては、現行の国際的な会計基準では、負ののれんは発生原因が特定できないものを含む算定上の差額としてすべて一時に利益認識することとしており、これは、のれんは資産として計上されるべき要件を満たしているものの、負ののれんは負債として計上されるべき要件を満たしていないことによる帰結と考えられること（「基準」第110項）との根拠があげられているが、負ののれんが収益として計上されるべき要件を満たしているかどうかの検討は加えられていない（弥永 [2008], 85頁参照）。

5. 段階取得における会計処理

取得が複数の取引により達成された場合（段階取得）における被取得企業の取得原価の算定に関して、これまでは、段階取得における取得原価を、取得企業が被取得企業に対する支配を獲得するに至った個々の取引ごとに支払対価となる財の時価を算定し、それらを合算したものとされていた。これは、個々の交換取引はあくまでその時点での等価交換取引であり、

取得が複数の交換取引により達成された場合、取得原価は個々の交換取引ごとに算定した原価の合計額とすることが経済的実態を適切に反映するとの考え方によるものである（「基準」第88項）。

これに対して、企業が他の企業を支配することとなるという事実は、当該企業の株式を単に追加取得することとは大きく異なるものであるため、被取得企業の取得原価は、過去から所有している株式の原価の合計額ではなく、当該企業を取得するために必要な額とすべきであるという見方がある。すなわち、取得に相当する企業結合が行われた場合には、支配を獲得したことにより、過去に所有していた投資の実態または本質が変わったものとみなし、その時点でいったん投資が清算され、改めて投資を行ったと考えられるため、企業結合時点での時価を新たな投資原価とすべきとするものである（「基準」第89項）。

「基準」は、短期コンバージェンス・プロジェクトを完了させることを重視し（「基準」第90項）、連結財務諸表上は、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって、被取得企業の取得原価を算定するとともに、当該被取得企業の取得原価と、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理するよう要求している。しかしながら、支配の獲得によって過去に所有していた投資の実態または本質が変わったとの認識には必ずしも至っていないことから、個別財務諸表上の取扱いは変更されていない（「基準」第25項）。

6. おわりに

今回の改正は、EU同等性評価に起因した、国際財務報告基準（IFRS）との短期コンバージェンス・プロジェクトの完了を目標として行われたものであることから、わが国の企業結合ないし投資の実態に対する認識とは乖離した内容となっている。このことは、会計基準の性格や内的整合性等に関して問題を投げかけるものとして捉えることができるとともに、IFRS全体に対するより根本的、基礎的な理解の必要性を訴えるものでもある。

《参考文献》

弥永真生 [2008] 「会社法からみた企業結合に関する会計基準（案）の問題点」『企業会計』第60巻第12号、84-88頁。